

障害福祉サービス事業者等における 事故等報告書の提出と事故等発生防止について

障害福祉課

障害福祉サービス事業者等は、サービス提供中等において、事故等が発生した場合には、直ちに障害福祉課及び利用者の家族に連絡するとともに、速やかに報告してください。

1 報告対象

- (1) 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所（基準該当事業所を含む）、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、地域活動支援センター、福祉ホーム
- (2) 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業所、指定障害児相談支援事業所
- (3) 豊橋市地域生活支援事業（給付事業）実施要綱に基づく地域生活支援事業所（移動支援事業所、日中一時支援事業所、訪問入浴サービス事業所）

2 報告を要する事故等

区分	内容
サービスの提供による 利用者のケガ又は死亡 事故の発生	<ul style="list-style-type: none">● ケガの程度は、外部の医療機関で治療（施設内の同程度の治療を含む）を受けた場合とする。事業者側の過失の有無を問わない ※擦過傷や打撲など比較的軽易なケガを除く● 上記以外、ケガにより利用者とトラブルが発生することが予測される場合や利用者に見舞金や賠償金を支払った場合とする● 「サービスの提供による」とは、送迎、通院中も含むものとする● 利用者が病気等により死亡した場合であっても後日トラブルが生じる可能性が認められるものは報告するものとする
食中毒、感染症の発生	<ul style="list-style-type: none">● インフルエンザ、結核、MRSA（メチシリン耐性黄色ブドウ球菌）、疥癬、その他の感染症が発生した場合とする● 関連する法に定める届出義務がある場合は、これに従うものとする
職員（従業者）の法令違反、不祥事件等の発生	<ul style="list-style-type: none">● 利用者の処遇に影響があるものとする (例／利用者からの預かり金の横領等)
その他、報告が必要と 認められる事故の発生	<ul style="list-style-type: none">● 例／利用者等の保有する財産を滅失させた等

3 報告方法

- (1) 障害福祉サービス事業所等は、事故等が発生した場合、速やかに障害福祉課等へ電話又はファックスで報告（第一報）をする。
- (2) 障害福祉サービス事業所等は、その後の経過について、順次、障害福祉課等へ報告をする。
- (3) 報告の様式は、別添「**障害福祉サービス事業者等事故等報告書**」を標準とする。
※第一報や、その後の経過の報告様式は適宜作成してもよいが、事故処理の区切りがついたところで、別添「**障害福祉サービス事業者等事故等報告書**」に整理し、障害福祉課等へ報告をする。

4 報告先

障害福祉サービス事業所等は、事故等が発生した場合、次に掲げる機関へ報告をする。

- (1) 豊橋市障害福祉課
- (2) 事故等にあった利用者の支給決定をしている市町村

主な重大事故の事例

【事例 1】 支援不十分による事故

サービス種別	共同生活援助
事故の概要	利用者が入浴中、従業者が目を離している間に発作を起こし溺水し、意識不明・痙攣を起こすなど重大事故になった。

【事例 2】 支援中のケガ等

サービス種別	共同生活援助
事故の概要	利用者による従業者に対する他傷行為があったため、従業者が制止しようと利用者の首をつかみ、壁に押し当て、怪我を負わせた。その後、虐待認定された。

事故等発生防止の徹底について

障害福祉サービス事業所等は、利用者の障害特性を十分に理解した上で、事故等に発展する可能性のある問題点を把握し、事故等の発生防止に取り組むよう努めてください。

また、事故発生防止の研修などを通じ、従業者の資質向上を図るとともに、日頃から適切に対応できるよう心がけてください。